

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表【本文】

新	旧	改正理由
<p>令和 <u>6</u> 年度 (<u>2024</u> 年度) 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する当該施設の設置者に対し、当該設置者が作成した整備計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成 27 年 7 月 10 日付け高福第 543 号。以下「実施要綱」という。）により作成される介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画</u>、介護施設等の施設開設準備計画、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 導入計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(補助事業者及び補助事業等)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>実施要綱第 2 の 1 により補助事業者が作成する介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画</u>（以下、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画等」という。）に基づき、補助事業者が実施する事業。</p>	<p>令和 <u>5</u> 年度 (<u>2023</u> 年度) 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する当該施設の設置者に対し、当該設置者が作成した整備計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成 27 年 7 月 10 日付け高福第 543 号。以下「実施要綱」という。）により作成される介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 導入計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(補助事業者及び補助事業等)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>実施要綱第 2 の 1 により補助事業者が作成する介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画（以下、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画等」という。）に基づき、補助事業者が実施する事業。</p>	<p>・年度改正</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>2～6 (略)</p> <p>第3～第11 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年__月__日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>第3～第11 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>・年度改正</p>